

道路占用料

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	電柱	1本につき1年	1,200円
	電話柱		670円
	その他の柱類		67円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル につき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	660円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方 メートルにつき 1年	400円
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円
	郵便差出箱		570円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,100円
その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,300円	
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満の もの	長さ1メートル につき1年	40円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		61円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			81円
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの			160円
	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの			400円
	外径が1メートル以上のもの			810円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方 メートルにつき 1年	1,300円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの		Aに 0.004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに 0.007を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに 0.008を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			570円
	地下に設ける通路			340円
	その他のもの			1,300円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占有面積1平方 メートルにつき 1日	11円
	その他のもの		占有面積1平方 メートルにつき 1月	110円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	110円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	1,100円
	標識		1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11円
		その他のもの	1本につき1月	110円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	11円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100円
		その他のもの		570円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	110円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		130円		
令第7条第6号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	Aに 0.016を	

る施設		1年	乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.028を 乗じて得た額
令第7条第 7号に掲げ る施設	建築物		Aに 0.016を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.011を 乗じて得た額
令第7条第 8号に掲げ る施設	建築物		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.011を 乗じて得た額
令第7条第 9号に掲げ る応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに 0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.028を 乗じて得た額

令第7条第10号に掲げる器具		Aに 0.028を 乗じて得た額
令第7条第 11号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに 0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに 0.020を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.028を 乗じて得た額
<p>備考</p> <p>1 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>2 Aとは、占用物件に直近する土地の時価（これにより難いときは、当該土地の近傍類似の時価）表すものとする。</p>		